

総務委員長報告

令和5年11月定例会（12月21日）

総務委員長報告をいたします。

今定例会において総務委員会に付託されました議案のうち、既に11月27日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の一部を改正する条例」の条例案1件、「当せん金付証票の発売について」の一般事件案1件、「令和5年度島根県一般会計補正予算（第7号）」など予算案2件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第6号は、島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」の撤回もしくは無効とする決議を求めるものであります。この慰安婦をめぐる一連の問題については、9月定例会において、政府の方で改めて見解を示していただくことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点において、この考え方を変更する状況にはないと考えるとの理由から、全会一致をもって「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、出納局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「収入証紙制度廃止に向けた検討について」では、委員から、収入証紙に代わる公金納付方法を検討するにあたって、島根県には、インターネットやスマートフォンに不慣れな高齢者が多いので、利用しやすい手法を考えてほしいとの意見があり、執行部からは、キャッシュレス決済を進めるとともに、納付書による納付など、県民にとって利便性の高い手法を幅広く検討する。また、移行期には、島根県のホームページや窓口において、丁寧にわかりやすく広報していきたいとの回答がありました。

次に、教育委員会所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「江津地域の今後の県立高校の在り方について」では、委員から、これまで地域説明会や産業界などからの意見を丁寧に聴いてきたことを評価するとの意見や、パブリックコメントにおける新設校の施設・設備の整備に関する意見に関連して、子どもたちが新しい学校で学びたいと思えるような整備をしてほしいとの要望がありました。

また、「ふるさと教育の運用の見直しについて」では、委員から、これまでの議論の経過について質問があり、執行部からは、まず、全国学力・学習調査の結果から、子どもたちの基礎的な学力がしっかりと身に付いているとは言い難い状況であり、その要因として、現在の義務教育で求められている内容が盛りだくさんであるため、国への重点要望において学習指導要領の見直しを要望したということ。併せて、県でできることとして県独自で取り組んでいるふるさと教育の運用を見直し、子どもと向き合う時間をより確保したいというのが全体としての考え方である。ふるさと教育は当初、地域に出かける体験活動と地域の方を講師として学校に招く活動を対象とすることが多く、その企画立案に時間を要していたが、その後、教科学習の中に地域の素材を取り上げる学びを増やすことにより内容を充実していくなど、この10年間で見直しを重ねてきた。こうした中、このたびの見直しというものは、さらに、学校外での体験活動などにおいて、活動内容に重複がないか、地域へ出かける調整業務に時間を要したり負担が存在しないかなどについて点検していただきたいということであり、点検の結果、学校現場で負担となっていなければ現状どおりでもよいと考えている。したがって、県教育委員会としては、ふるさと教育をやめたい、減らしたいと言っているわけではなく、教員の負担を軽減すること、教員が子どもと向き合う時間を確保するということが今回の見直しの目的であると考えている。併せて、学習のつまずきがどこにあるかを把握するための方策も検討しているとの説明がありました。

また、委員から、地域とのコーディネートなどによる教員の負担は確かにあると思う。一方で、今回、市町村教育委員会や学校現場に対して、県教育委員会からのメッセージが上手く伝わらなかった可能性もあるので、ふるさと教育を軽視していないことなどメッセージを正しく伝えるとともに、中学校区での協議の場を設けてしっかり精査してほしい。教育は教員の心の持ちようでもあり、子どもやクラスのことを思う心や情熱が大事であるとの意見がありました。

また、別の委員からは、ふるさと教育の質を上げながら教員の負担を減らすことが可能か、どのような物差しで点検作業を行うのかとの質問があり、執行部からは、学校ごとに状況が異なるため物差しをつくることは難しいが、来年度の事業を実施する中で意識しながら進めていけばいろいろな工夫すべき点が見えてくると思われる。好事例をその都度、情報提供していきながら次年度につなげていきたいとの回答

がありました。

次に、警察本部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました交通事故防止対策に関連して、委員から、歩行者のいる信号機のない横断歩道での車の一時停止率について、全国一位の長野県ではCMによる啓発や幼いころからの交通安全に対する教育が効果につながっているようだが、島根県での今後の取組について質問があり、執行部からは、運転者に対しては横断歩道での取締りや、横断者の優先について引き続き広報啓発を図っていく。また、横断者についても、手を挙げて横断する意思をしっかりと明示するよう、周知に取り組んでいくとの説明がありました。

次に、当委員会における調査についてであります。

所管事項調査の参考とするため、12月13日に、教育支援センターの運営を雲南市から委託を受けている認定特定非営利活動法人カタリバの関係者を参考人として招請し、不登校を取り巻く現状等について説明を求めました。委員からは、この問題に関して、学校と地域をどのように結び付けていくのかといった質問が出されるなど、活発な意見交換となりました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。